

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和八年八月十四日から同年十二月十四日ま
でに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和八年八月十四日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン奈良店

所在地 奈良市杉ヶ町三番一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

三 変更年月日

令和八年四月一日ほか

四 届出年月日

令和八年七月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県の条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン大和高田店

所在地 大和高田市大字神楽二五〇―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

三 変更年月日

令和八年四月一日ほか

四 届出年月日

令和八年七月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン桜井店

所在地 桜井市大字上之庄二〇一―一ほか十九筆

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

三 変更年月日

令和八年四月一日ほか

四 届出年月日

令和八年七月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン東生駒店

所在地 生駒市小明町七四一―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

(変更後) 名称 株式会社 J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

三 変更年月日

令和八年四月一日ほか

四 届出年月日

令和八年七月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例(平成元年三月奈良県条例第三十二号)第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン新店

所在地 葛城市北花内四〇―の一、四二―一、四三―一、四四―一及び四五―

三

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

(変更後) 名称 株式会社 J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

三 変更年月日

令和八年四月一日ほか

四 届出年月日

令和八年七月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン斑鳩店

所在地 生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一二〇三番地ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

(変更後) 名称 株式会社 J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

三 変更年月日

令和八年四月一日ほか

四 届出年月日

令和八年七月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま

す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン上牧店

所在地 北葛城郡上牧町大字上牧一八五九ほか十二筆

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 金谷 隆平

（変更後） 名称 株式会社J o s h i n

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 代表取締役 高橋 徹也

三 変更年月日

令和八年四月一日ほか

四 届出年月日

令和八年七月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和八年八月十四日から同年十二月十四日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで